

2P-27

特54
461



憲
法
提
要

031510-000-8

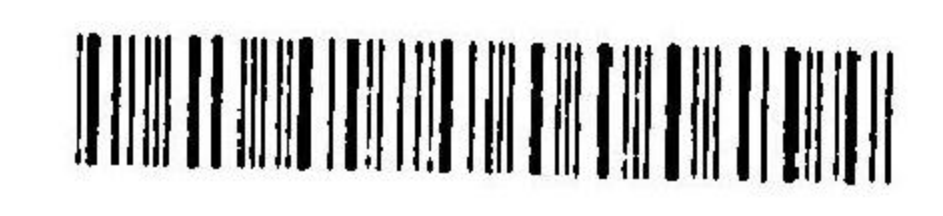
特54-461

憲法提要

山中 兵吉/著

M22

BBE-0109



No. 14961

憲法提要

忍三居士戲著

發端

凡そ政体即ち一國の政府が其政と施す所の主義は種々ありて國々其趣を異にし
 とも先づ之を大きく區別するときは民主政体として人民より撰擧したる大統領が首ら
 となりて支配するものと君主政体として一人の皇帝ありて其皇帝が總ての大權を握り
 萬民を統御し主なるものとの二つあり亞米利加合衆國や佛蘭西のときは民主政体に
 て皇帝や支那のときは君主政体なり尤も此君主政体にも二様の區別ありて第一
 は君主專制として尙事も皇帝の獨斷と出るもの第二は立憲君主制として皇帝其上に在り

て實に最高無上の地位と占むるものなれとも憲法なるものありて其權力を抑へ人民
 の自由を保護するの政体是れなり英吉利日耳曼伊太利白耳義、葡萄牙等の諸國は皆
 な立憲君主制にて此政体は現今世人の認めて最も善美なりと稱するものなり我大東



日本國は皇祖神武帝以來殆んど二千六百年の久しき皇統連綿列聖相承け我々人民を撫育し玉ふを以て億兆の民咸な其恩澤に浴し鼓腹擊壤の樂を享くることを得たり是を以て我國古來の政体は所謂君主專制なれども他の君主專制國と違ひ代々の天子皆な敝明は在しまし深く人民を愛し給ひ人民も亦君に忠を竭し其徳に感ずること厚きを以て昇平無事此長歲月間人民其生を聊し天與の幸福を完ふを以て得たりしなり今又敝聖文武なる今上皇帝 陛下廣く宇内の大勢を觀人智進歩の程度を察し給ひ彼の最も善美と稱する立憲君主制中英吉利。日耳曼の制度を參酌し以て大に此國是を定め人民の自由を保護し其幸福を増進し玉ふ洵とに萬古不易の偉業千歲未嘗有の盛事と謂はざるべからず我臣民たるもの乍てか聖恩の優渥なるに感し陛下の萬歳と臣民の幸福とを祝せさらんや然れども人民にして立憲君主制の何者たるを知らず憲法の如何をも解せざる時は金科玉條も爲めに瓦石と擧はざるに至るべし是れ余輩が淺き學問と拙き文章とを顧みず嗚呼が間敷も憲法提要と題して其意義と明よと

ることを務むる所以になん

第一章 憲法

憲法とハ國家の組織國家元首の權利義務并に國民が國家に對する權利義務を規定したるもの早く言への上と下との分限を明かにしたるものをいふなり故に憲法の法律中よても其最も貴き地位を占むる者にて實に國家の根本基礎を定むる者なり依て又之れを建國法ともいふ是れ猶ほ家を建つるに基礎が必要なると同一にて國も亦譬へて言へば家と少しも異なる所なければなり尤も憲法にも種々の種類ありて國約憲法とて人民と政府との約束も成りたるもあり又欽定憲法とて天皇陛下の躬ら撰擇せらるゝものもあり我國の憲法の欽定憲法にて即ち皇帝陛下自ら撰擇し玉ふ所なり

第二章 國家

前にも言ふごとく國は猶ほ家のごときを以て家に主人あるがごとく國にも亦主人あり且一個人の家族のごとき其手となり足となりて働くものもあり其働さありて國を

治むるなり尤も國の主人は通常一家の主人との違ひ無上の地位と權力あるものにて
 皇帝陛下即ち是れなり又其手となり足となりて働くものなり即ち政府にて政府の行政
 權として政を行ふ權利と司法として國の法律を施す權利とを以て働くものなり故に之れ
 を譬ふれば行政權と司法權とは恰かも鳥の翼のことし此二つの權利の働きが圓く行
 はるときは國も亦圓く治まるなり故に此二つの權利の調和を計りて互ひに軋轢の
 生せぬやうにするは國を治むるに於て極めて肝要の事にぞある

第三章 元首

元首とは國の主人にして即ち皇帝陛下の事をいふなり故に皇帝陛下は最高無上の地
 位に立ちて萬民と統御するの大權を掌握し給ふものあり而して其掌握し給ふ所の太
 權を主權といひ又最高權と稱するなり皇帝の位は男統より男統に傳へ若し嗣子在し
 ざるるときは最も近親の皇族之れに代て位に即かせらるゝが本然とて皇帝陛下は
 一天萬衆の高きに位し統御の大權を掌握し玉ふと雖も憲法に遵ひ人民の自由を保護

し玉ふ事其御本分なりとす

第四章 政府

政府とは即ち一國の政を司とる所にして皇帝陛下の手となり足となり行政、司法の
 二權力を以て運動する機關なり尤も政府といふことは廣き意味に使ふことあり又狹
 き意味にも用ゆることあり故に政府の一部又一大臣に付ても政府の名を下すべき
 ものあり要するも其廣きと狭きとは事に就き物に觸れて定むべきのみ

第五章 人民

人民は憲法の定むる所に従ひ參政權として國の政に與り事を議し以て其宜しきを定む
 るの權利を有するものにして憲法も頒布せられ國會の開設せらるゝ曉さよ至れば國
 會議員となりて議場に出て國事を討議決定することを得るなり其國會議員を撰ぶの
 權利を撰擧權といひ國會議員に撰ばるゝ權利を被撰擧權とはいふなり尤も國會には
 ト院と下院との區別ありて上院の議員は天皇陛下が貴族等より勅選せらるゝものな

れば通常人民は只下院議員たることを得るのみとて又人民は只參政の權利あるのみならず憲法に依り國民平等の權利、人身自由の權利、言論集會出版の自由權、宗教信仰の自由權、家宅を侵されざるの權利、正當の事故及び相當の償金を得られば所有權を剝奪せられざるの權利等を有するものなりと信す

第六章 立法

立法とは法律を作ることと謂ふものにて法律を作るとは國家と云ふ無形人の意思を表示するものなり然れども國家は無形のものなれば之に代りて意思を表示するものは有形の人ならざる可からず君主專制國にては君主一人立法權を掌握し君主一人の意思は即ち國家の意思なりと雖も立憲君主國にては君主より撰任せられたる議員と人民より撰寄せられたる代議士とが之に参加するものにて此代議士と議員とは互に相助け相戒めて完全なる國家の意思即ち法律を決定し天皇陛下の裁可を経て確定するものなり其天皇陛下より撰任せられたる議員の集る所之と元老院 上院と云ひ人

民より撰寄せられたる代議士の集る所之を衆議院 下院と云ふ

第七章 行政

行政とは國家の行爲にして即ち國家の意思に從ひ運動するものなり例之は國家の意思即ち立法權にて一の法律を作るときは行政權は之を實地に行施すべきものなり然れども吾人有形人な於ても意外の事柄を生ずることあるか如く國家も於ても國家の意思即ち立法權に於て思ひ及さざる所に事項の生ずることあり即ち法律に規定なき事項を生ずることあるものなれば此時に於ては行政權に於て臨機の處分を爲さざる可からず故に行政を區別するときには行法即ち法律を實地に施行すると行政即ち法律以外の出米事を處置するの二種ありとす而して此行政權は天皇陛下の掌握し玉ふ所にして 天皇陛下は宰相即ち大臣を撰任し之れに行政權を委任し玉ふものなれば行政上の責任は大臣に在りとす大臣は數人ありて各其専門の事務を分任し總理大臣之を統一と大臣の失政は内閣聯帶其責に任すべきものと當局大臣のみ其責を任すべき

ものとあり

第八章 司法

司法とは國家の意思を強行するものにして恰も一個人の腕力と云ふべきものなり
即ち國家の意思に由りて法律を制定し之を施行せんとするに方り其法律即ち意思に
従はざるものあるとき之を其儘に捨て置くときは國家の意思も實地に行はれず唯妄
想となり國家は破壊し人民は幸福を失ひ弱者は強者の肉となるに至るものなれば國
家の意思即ち法律を遵守せざるものあるときは果して法律も背くものなるや否やを
審明して違法者對し國家の強力を以て法律を施行するものなり其司法の權力は
天皇陛下の掌握し玉ふ所にして 天皇陛下は判官を撰任して其權力を委任し玉ふも
のなれば判官は行政官の箝制を受けず獨立不羈以て國家の意思を強行するものなり
然れとも判官は立法權に服従せざるべからず假令法律が不當なりとせざるも自己の意
思を以て法律に反したる判決を爲す能はざるものとす

憲法提要終

版權登錄

明治二十二年二月一日印刷
同年同月二日出版

(定價金五錢)

著者兼發行者

兵庫縣平民

山中兵吉



麴町區麴町二丁目
二番地

印刷者

東京府平民

吉村多吉

京橋區八官町十九
番地

